

# 利害抵触に関する基本方針

株式会社 タウ

## 利害抵触に関する基本方針

株式会社タウは、すべての役員及びその他の従業員に、当社と取引関係のあるすべての法人及び個人企業並びに個人との取引において、また私的行為においても、個人と会社との間で利害を抵触させてはならないことを基本方針とする。

役員又は従業員が、在職中又は離職したあと、正当な権限なしに、在職中に得た機密情報を他人に提供し、又は個人の利益のために使用することもまた利害の抵触である。

ここにいう利益とは、単に金銭的な利益だけを指すのではなく、評判、信用、名誉、便宜等、定性的な利益も意味するものである。

利害抵触という聞き慣れない言葉について、若干の説明を行う。

タウに属するすべての役員及び従業員は、会社の利益追及のために業務を遂行している。しかしながら、時として本人が気付かないうちに、会社の利益追及よりむしろ、個人の利益や都合を優先させてしまうことがある。

本方針に違反する恐れのある事例を、すべて列挙することは不可能であるが、以下会社と利害抵触を生じる幾つかの事例を掲げる。

1. すべての役員、従業員又はその扶養家族が、会社の承認を得ずに、当社、関連会社、取引業者、もしくは個人との間に、資産、商品、施設、サービス、機器の販売又は貸借関係をもつこと。
2. すべての役員又は従業員が、会社の承認なしに、他の会社の役員もしくは経営幹部となり、又は当社と取引関係を有する会社もしくは個人企業の経営に参加し、もしくは顧問となること。
3. すべての役員又は従業員が、正当な権限なしに、当社の決定、計画、収益、営業に関する実績や予測等、企業秘密に属するデータや情報を社外の者に提供すること。
4. インサイダー取引の恐れのある会社の株式を取得もしくは売却し、個人的な利益を上げること。
5. すべての役員、従業員又はその扶養家族が、当社と取引関係のあるすべての組織もしくは個人から、手数料、利益分配、営業経費の支払、融資もしくは前渡し金、もしくは不当に安い価格での商品、資材、サービス、修理の提供、現金もしくは品物等の贈与もしくは接待を受けること。又は会社の利益を最優先させず、個人の利益もしくは

都合のために、上記のいずれかをそのような組織もしくは個人に提供すること。

6. すべての役員又は従業員が、会社の承認なしに、会社の資産、商品、サービス、修理等を自己の利益のために使用、もしくは貸与、譲渡あるいは販売を行うこと。

上記の幾つかの事例に見られるように、この基本方針の根底に流れるものは以下のとおりである。

- ・すべての役員又は従業員のすべての営業活動及び業務は、個人の利益や都合を優先させるのではなく、会社の利益を優先させること。
- ・現在取引中の業者から、当社の担当者が個人的に商品の売買、授受、あるいは金銭の授受もしくは貸借等を行った場合、その取引先に、他の業者と比較して、より優先的な待遇を提供しているのではないかとの疑惑を持たれる恐れがあること。  
又このような事例は、しばしば刑法上の罪（贈賄、収賄、横領、背任等）に問われかねないこと。  
もし不幸にして、担当者が刑法上の罪に問われた場合は、本人のみならず会社に多大の損害を与え、その損害は会社が存続する限り消えることはない。
- ・顧客もしくは取引先に対して、会社もしくは上司、同僚、部下、後輩などの不平・不満、を述べたり、悪口を言ったり、愚痴をこぼすのも明らかに利害抵触に該当する。本人は一時的な満足を得たり、カタルシス（精神的な解放感）を得られるかもしれないが、不満を述べられた相手は不愉快であり、かつ不満を述べた本人および会社に対する信頼を失う。最悪の場合は、その時点で取引中止となるリスクも予想される。その場合、不満を述べた者がその損害を取り返すことはほぼ不可能であるし、その損害を賠償する金銭的な余裕もない。たった一言の不平や不満がそのように高いリスクを招くことを、本人は認識していない。

以上、各人の知識あるいは認識不足のため、おそらく正当であろうと考えられる行為であっても、利害の抵触を生じるがごとき様相を呈する場合がありますので、各人は行動を起こす前に、その行為の正当性並びに妥当性につき、細心の注意を持って検討しなければなりません。

なお一般的に、行為に多少のやましきや、疑念が生じる場合は、それを中止するのが最善の方法である。

この『利害抵触に関する基本方針』は、『企業倫理に関する基本方針』とともに、会社のあらゆる規則や規程に優先する最も重要な方針であることを改めてここに明記する。